

府中町請負工事成績評定要領

府中町請負工事成績評定要領（昭和５７年１１月１日制定）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この要領は、府中町の請負工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２条 評定は、原則として１件の請負代金額が２００万円以上の工事について行うものとする。ただし、しゅんせつ工事及び単価契約の工事等で、財務部長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

（評定の内容）

第３条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等並びに法令遵守等の項目について行うものとする。

（評定者）

第４条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、府中町建設工事監督規程（平成２３年訓令第４号）第５条第２号の規定による主任監督員及び同条第３号の規定による一般監督員並びに府中町建設工事検査規程（昭和５７年訓令第８号）第３条第３項の規定による検査員とする。

（評定の実施時期）

第５条 一般監督員又は主任監督員である評定者は工事の完成のときに、検査員である評定者は完成検査及び中間検査のときに、それぞれ評定を行うものとする。

（評定の方法）

第６条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

２ 評定は、監督又は検査により確認した事項により、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる監督員が２人以上ある場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

３ 土木工事又は建築工事に係る評定は、それぞれの工事成績評定表（様式第１号）により行うものとし、それぞれの考査項目別運用表（別紙１～３）により採点するものとする。

４ 土木工事又は建築工事に係る評定に当たっては、それぞれの施工プロセスチェックリスト（別紙４）を考慮するものとする。

５ 検査の結果、修補の指示を行った場合においても、修補の前の施工状況で評定を行うものとする。

（評定表等の提出）

第７条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、工事成績評定表等を財務部財政課長に提出するものとする。

(評価結果の通知)

第8条 財務部財政課長は、評価者から工事成績評価表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負業者に対して、評価の結果を工事成績評価通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(評価の修正)

第9条 評価者は、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、修正するものとし、第6条から前条までの規定を準用するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条(前条において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(府中町の休日を定める条例(平成元年条例第4号)に定める「町の休日」を含む。)以内に、書面(様式第3号)により、評価の内容について説明を求めることができるものとする。

2 前項の説明を求められたときは、書面(様式第4号)により回答するものとする。

3 説明請求の受付及び回答は、工事担当課長が財務部財政課長を通じて行うものとする。

(再説明請求等)

第11条 前条第2項の規定による回答を受けた者は、再説明を求めることができるものとし、前条の規定を準用するものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による回答を行う場合において、工事成績評価委員会(以下「評価委員会」という。)に意見を求めることができるものとする。

(評価委員会の構成等)

第12条 評価委員会は、次ぎの者をもって構成する。ただし、当該工事の検査員である評価者は除くものとする。

(1)財務部長

(2)財政課長

(3)都市整備課長

(4)維持管理課長

(5)建築課長

(6)区画整理課長

(7)下水道課長

2 評価委員会の会長は、財務部長とする。

3 評価委員会での説明者として、当該評価者を評価委員会に出席させることができるものとする。

4 評価委員会は、会長が招集する。

5 評価委員会の庶務は、財務部財政課が行う。

(評価結果の公表)

第13条 財務部財政課長は、第8条（第9条において準用する場合を含む。）の規定により通知した評定結果を公表するものとする。

2 前項の公表は、請負業者に通知した工事成績評定通知書の写しを財務部財政課において、閲覧に供することにより行うものとする。

3 公表期間は、公表した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（成績不良の指導等）

第14条 工事成績の評定点が65点未満（以下「成績不良」という。）のときは、工事成績評定指導通知書（様式第5号）により改善指導を行うものとする。

2 指導通知日より1年以内に、再度、成績不良の評定を受けたときは、府中町建設業者等指名除外要綱（平成13年訓令第36号）の規定に基づき、指名除外の措置を行うものとする。

（評定結果の活用）

第15条 評定結果は、建設工事に関する技術水準の向上並びに請負業者の適正な選定及び指導育成を図るとともに、工事の適正かつ効率的な施工を確保するため、有効に活用するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条第2項の規定は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。